

## □防災教育の新たな視点

東京学芸大学教授 渡邊正樹

## はじめに

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う津波によって東日本大震災が引き起こされ、国土の広範囲に渡り甚大な被害が発生した。学校も例外ではなく、多くの児童生徒や教職員が犠牲となり、東日本大震災発生は教育現場に様々な課題をもたらした。

その後も日本の国土は、風水害、雪害、土砂災害、火山災害と様々な自然災害に襲われ、本年4月には熊本県を震度7の地震が襲い、家屋の倒壊など大きな被害をもたらされた。

本稿ではこのような近年の災害状況を踏まえながら、東日本大震災以降の防災教育の新たな視点について述べたい。

## 東日本大震災がもたらした防災教育の課題

平成24年1月、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の全学校・園を対象として、文部科学省は「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査」を実施した。特に地震発生直後の学校・園の対応について調査を行ったものであるが、防災教育に関わる様々な課題が明らかになった。

地震発生時には約8割の学校で、児童生徒等が校内にいたため、地震発生直後の避難行動に加え、9割の学校で二次避難行動（校庭や体育館への移動）がとられた。加えて、不在の児童生徒の安否

確認を行った学校も8割を超えていた。大部分の学校では危機管理マニュアルに避難行動を規定しており、特に小学校においては、避難行動をマニュアルに規定していた学校は規定していなかった学校よりも、児童が落ち着いて（パニックを起こさず）避難してことも明らかになっている。

しかし、ハザードマップなどで津波による浸水が予想されていた学校では、マニュアルで津波に対する避難を規定していたのは約6割にとどまった。3県の学校で発生した死者・行方不明者は、すべて津波によるものであったため、津波被害が予想される学校においては、マニュアルに津波発生時の対応を規定することが強く求められた。

また学校全体の26.2%では、児童生徒の帰宅困難が発生し、特に高等学校では5割を超えていた。しかし帰宅困難の児童生徒等に対する備蓄品があった学校は少なかった。多くの学校では、自治体による備蓄が用意されているものと思われるが、今後は児童生徒等ための備蓄品を充実することが必要であるとともに、学校のどこに備蓄するかも課題となった。

なおこの調査では、従来の避難訓練に対して、いくつもの課題が指摘されている。たとえば、通常の学習時間しか想定した訓練しか行っていなかったこと、停電で放送機器が使えず、避難誘導できないことが想定できていなかったこと、さらには児童生徒の安全確保や安否確認だけではなく、児童生徒の引き取りや避難住民のための避難所開設などが重なって、混乱が生じたというものであ

る。

多くの学校で行っている避難訓練は、児童生徒が教室にいる時間帯に地震が発生するという前提で、揺れの直後に机の下に身を隠し、揺れが収まった後に校舎外に避難するというものである。しかし教室に児童生徒がそろっている時に限定して、地震が発生するわけではない。校庭にいる時、体育館にいる時、給食の準備をしている時、あらゆる場合に発生する可能性がある。その時にいつでも机の下にもぐることができるとは限らない。

また登下校中に地震が発生する場合もある。いつ、どこで地震が発生しても、自分で「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて（危険予測）、すばやく避難すること（危険回避）ができることが重要であり、机の下にもぐるのは危険回避の一つにすぎない。自分自身の力で確実に自分の命を守ることが必要なのである。

東日本大震災後に文部科学省が立ち上げた「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理に関する有識者会議」の中間とりまとめや最終報告では、緊急地震速報を活用した避難訓練の推進が記載されているが、児童生徒の危険予測・回避能力を高めるためにも、様々な工夫をこらした訓練が進められることが求められている。

## 防災教育で育成する資質・能力

平成26年11月に文部科学大臣より中央教育審議会へ「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について諮問が行われた。その中には育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直しについての検討が含まれているが、たとえば防災教育で育成すべき子供たちの資質・能力は何であろうか。

平成25年3月に文部科学省から発刊された『生きる力』を育む防災教育の展開』では、防災教育のねらいが以下のア～ウで示されている。

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等につい

て理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、これらのねらいに関して以下の解説が加えられている。

「自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする『主体的に行動する態度』を身に付けさせることが極めて重要である。」

ここで示された「自ら危険を予測し回避すること」は、前述のねらいのアを踏まえて育成し、ねらいのイにつなげるものであり、防災教育における自助の基礎となるものである。これは近年の安全教育のキーワードとなっている「危険予測・回避能力」ととらえることができる。これに加えて、後述する「主体的に行動する態度」が防災教育で特に育成すべき資質・能力であると言えるであろう。

また、ねらいのウは共助の基礎となるとともに、公助への理解と協力へとつながる資質・能力と考えることができる。災害時には周囲からの支援は欠かすことのできないものである。東日本大震災発生後には中学生や高校生が進んで避難所で活動する姿が、しばしば報道された。被災者の人々の苦しみや痛みに関心し、支援のありかたを学び、そして自分自身が成長していくという過程がそこ

にはある。被災者が支援を受けるということにとどまらない互恵性が存在するのである。

さらに災害時のみならず、日頃から安全な地域社会づくりへの参加意識を高め、災害の備えに進んで取り組むことも重要である。国や地方自治体の施策として、公助を充実させることは不可欠であるが、単に行政頼みになるのではなく、住民一人ひとりが防災に取り組むことが、地域全体の安全につながるわけである。

ただし、ここで注意が必要な点がある。中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会（当時）による「学校における安全教育の充実について（審議のまとめ）」（平成26年）には「自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成を目指すこと」と示されている。つまり子供自身が自分の身の安全を確保することが前提であり、共助・公助のために自分の身を危険にさらすことがあってはならないのである。

## 危険予測・回避能力を育成する

ところで危険予測・回避能力とはどのようなものであろうか。まず危険予測能力とは危険が存在する場面において、行動する前に危険を知覚し、それが身にせまる危険であるかどうか、重大な結果を招くかどうかを評価する能力といえる。また危険回避能力とは、危険予測に基づき迅速かつ的確に、より安全な行動を選択する能力ととらえることができるであろう。特に心身に大きな被害をもたらすことが明らかであり、時には命を落とす

ような危険が存在する場合には、より安全な行動を選択することによって、確実に危険を回避することが必要となる。

もちろん実際にはほぼ同時に危険予測と回避を行わなければならないものであり、2つの能力を明確に区別することは困難である。しかし、防災を含む安全教育では両者を区別することで、学習内容を明確にすることが可能である。

危険予測と危険回避を、先に述べた「知識の習得」、「的確な判断」のそれぞれの段階で整理すると、表1のようになる。

危険予測に関する知識の習得では、危険そのものの基礎・基本を学ぶ。ここでは「場所・時間（季節）」と「行動」の視点が重要である。「場所・時間（季節）」とは、事件・事故が起こりやすい場所と時間（あるいは季節）があるということである。たとえば土砂災害では、それが発生しやすい場所がある。気象災害には「起こりやすい季節」がある。また「行動」の視点では、災害の発生場所へ戻るといった危険な「行動」、好奇心で災害の発生した場所へ行くといった危険な「行動」が挙げられる。なお危険回避に関する知識の習得は、災害発生時にとるべき安全な行動はもちろん、災害発生に対して備えるべき事柄も含まれる。

的確な判断の段階では、自分の周囲で発生する可能性のある災害を取り上げ、習得した知識を当てはめる学習を行う。すなわち、習得した知識を活用して、思考・判断することであり、応用力を高めることである。

ところで前述の有識者会議中間報告では「日常

表1 危険予測と危険回避の内容<sup>1)</sup>

	危険予測	危険回避
知識の習得	危険な場所、危険な行動、危険な状況変化に関する知識	危険の回避方法に関する知識
的確な判断	危険なもの（事）は何か、なぜ危険なのか。	最も適切な危険回避の方法は何か

生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする『主体的に行動する態度』を育成する必要がある。」と述べられている。「主体的に行動する態度」とは、身につけた知識や判断力を避難行動のような迅速な行動につなげるための態度の育成が必要であることを示す(図1)。災害発生のメカニズムや適切な避難方法について理解していることはもちろん重要であるが、それがいざという時に行動へ移せるとは限らない。そのために「主体的に行動する態度」の育成が必要なのである。

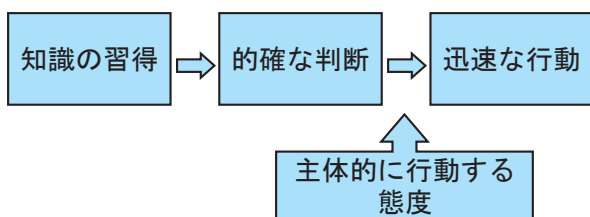


図1 「主体的に行動する態度」の位置づけ<sup>1)</sup>

## 防災教育とカリキュラム・マネジメント

防災教育は各教科や特別活動などにまたがって行われていることから、体系的な指導が確実に行われているとは言い難いのが現状である。しかし前述の資質・能力は防災教育全体を通じて育成すべきものである。『生きる力』を育む防災教育の展開では、教科等を横断した校種ごとの防災教育のねらいを示しているが、学校は指導すべき防災教育の内容を明確にし、教科等にそれをどのように位置付けるかを示す必要がある。いわゆるカ

リキュラム・マネジメントの必要性である。

たとえば現行の中学校学習指導要領では、防災に関わる内容は次の各教科で扱われている。社会科の地理的分野では、日本の自然環境に関する特色の中で自然災害と防災が取り上げられ、理科の第2分野では火山、地震および気象が、保健体育科の保健分野では傷害の防止の中で自然災害が取り上げられている。なお社会科では学習指導要領解説が一部改訂され(平成26年1月通知)、我が国では自然災害の発生しやすい地域が多く、災害時においては、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の諸機関や地域の人々、ボランティアなどが連携して対応していることなどに触れることを明記された。

高等学校においても地理歴史の地理Aで、理科の「科学と人間生活」や地学基礎・地学で自然災害が取り上げられている。なお次期学習指導要領では、行動規範や社会参画等を学ぶ新科目の設定も検討されているが、その内容に防災が含まれることも予想される。

このように各学校には、地域で想定される災害を踏まえて、教科はもちろん特別活動や総合的な学習の時間も含めた防災教育のカリキュラム・マネジメントが求められているのである。

### 引用文献

- 1) 渡邊正樹「今、はじめよう!新しい防災教育」  
光文書院、2013年